

令和2年度
水道水質検査計画



令和2年3月
新城市上下水道部整備課

目 次

1. 基本方針	2
2. 水道水源と施設の概要	2
3. 採水地点、採水方法及び運搬方法	4
4. 検査項目、検査頻度	4
5. 臨時の水質検査	5
6. 水質検査の自己・委託の区分及び実施状況の確認方法	5
7. 水質検査計画及び検査結果の公表	6
8. 水質検査の精度と信頼性確保について	6
9. 関係機関との連携	6

水質検査計画とは

水道水の水質検査は、水質管理において中核をなすものであり、安全で安心して使用していただく水道水を供給する上で、必要不可欠なものです。

この水質検査計画は、水質検査を適正に執行するため、水質検査地点や水質検査項目及び検査頻度などについて定めたものです。

1 基本方針

(1) 水質検査地点

ア 給水栓水について

配水系統ごと水質基準が適用される水道の給水栓（水道の蛇口）にて、適切に水質管理できる地点とします。

イ 原水について

水源ごとに適切に水質管理できる地点とします。

(2) 水質検査項目

ア 給水栓水について

水道法で義務付けられている1日1回以上行う色・濁り・消毒の残留効果（以下「毎日検査項目」という。）、水質基準項目の定期検査、水質検査計画に位置付けることが望ましいとして設けられた水質管理目標設定項目及び水質管理上必要と認め、独自に行う項目について検査します。

イ 原水について

浄水と同じ水質基準項目（消毒副生成物を除く）、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要と認め、独自に行う項目について検査します。

また、クリプトスポリジウム等及びクリプトスポリジウム指標菌検査をします。

(3) 検査頻度

ア 給水栓水について

水道法並びに同施行規則の規定に基づき検査します。なお、過去の検査結果から、年1回以上あるいは3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目については、水質が安定し良好であれば検査頻度を省略することとします。

イ 原水について

年1回検査します。なお、クリプトスポリジウム等及びクリプトスポリジウム指標菌検査は「愛知県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策方針」に基づき検査します。

2 水道水源と施設の概要

各地区の水道水源と施設の概要と、原水の汚染要因及び水質管理上注意しなければならない事項を示します。

(1) 新城地区

ア 自己水源

浄水場名	浄水方法	施設能力	水源名	水源種別	許可取水量		注意する事項
		($\text{m}^3/\text{日}$)			($\text{m}^3/\text{日}$)		
鯉淵浄水場	膜	4,788.0	豊川水源	伏流水	5,320		渇水期での水質悪化 降雨時等による高濁質水 油類等の流出による突発汚染事故
市川浄水場	急	36.0	市川水源	表流水	10		渇水期での水質悪化 降雨時等による高濁質水
			市川第2水源	表流水	30		
野田浄水場	消毒	880.0	野田水源1号井	浅井戸水	440		特になし
			野田水源3号井	浅井戸水	440		
八名井浄水場	膜	900.0	八名井水源1号井	浅井戸水	1,000	500	特になし
			八名井水源2号井	浅井戸水		500	
			八名井水源3号井	浅井戸水		500	

※八名井水源については3井の内2井を常用水源とし、1井を予備水源とする。

※前：前処理、膜：膜ろ過、緩：緩速ろ過、急：急速ろ過、活：活性炭処理

イ 愛知県企業庁からの受水

受水場名	受水量 (m ³ /日)	承認基本給水量 (m ³ /日)
川田受水場	7,000	9,500
八名井受水場	2,500	

(2) 鳳来地区

浄水場名	浄水方法	施設能力	水源名	水源種別	許可取水量	注意する事項
		(m ³ /日)			(m ³ /日)	
乗本 浄水場	前・活・急	1,806.0	黄柳川	表流水	1,518.5	降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故 農薬等の流出による突発汚染事故
巢山 浄水場	緩	20.0	夏沢	表流水	20.0	休止中
七郷一色 浄水場	前・急	347.6	漆川	表流水	382.4	降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故
連合 浄水場	前・急	1,000.0	豊川	表流水	781.0	降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故 農薬等の流出による突発汚染事故
			竹桑田沢		369.0	
海老 浄水場	前・急	620.0	谷川	表流水	713.0	降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故 農薬等の流出による突発汚染事故
布里 浄水場	前・緩	524.0	東栃沢川	表流水	576.4	降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故
鳳来峡 浄水場	前・急	1,972.0	槇原川	表流水	2,169.0	降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故
東部 浄水場	緩	85.4	黒沢川	表流水	93.9	降雨時等による高濁度水
下吉田 浄水場	緩	520.0	赤峰沢	表流水	400.0	降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故
			浦梨沢		170.0	
上吉田 浄水場	膜	416.6	白倉川	表流水	458.3	降雨時等による高濁度水
川合 浄水場	前・急	249.5	大六沢	表流水	274.5	降雨時等による高濁度水
大野 浄水場	前・膜	1,000.0	阿寺川	表流水	1,100.0	降雨時等による高濁度水 油類等の流出による突発汚染事故
池場 浄水場	活・膜	32.6	須栃沢	表流水	36.0	降雨時等による高濁度水

※前：前処理、膜：膜ろ過、緩：緩速ろ過、急：急速ろ過、活：活性炭処理

(3) 作手地区

浄水場名	浄水方法	施設能力	水源名	水源種別	許可取水量	注意する事項
		(m ³ /日)			(m ³ /日)	
作手菅沼 浄水場	前・活・緩	652.0	菅沼川	表流水	537.0	降雨時等による高濁質水 油類等の流出による突発汚染事故
			山中沢	表流水	180.0	
作手田原 浄水場	前・緩	678.0	入道沢	表流水	190.0	降雨時等による高濁質水
			入道川	表流水	440.0	
			鴨ヶ谷川	表流水	415.0	降雨時等による高濁質水 油類等の流出による突発汚染事故
作手保永 浄水場	前・急	224.0	宮川	表流水	249.0	休止中
作手木和田 浄水場	緩	14.0	木和田川	表流水	100.0	降雨時等による高濁質水

※前：前処理、膜：膜ろ過、緩：緩速ろ過、急：急速ろ過、活：活性炭処理

3. 採水地点、採水方法及び運搬方法

(1) 採水地点

ア 給水栓水について

浄水場の系統ごとに1か所以上の検査地点を確保するように設定します。

イ 原水について

水源ごとに設定します。

(2) 採水方法

採水は、委託業者が行います。

(3) 運搬方法について

採水用具、容器、その他採水に必要な物品等は委託業者が用意し、試料採水場所からの出発時刻及び検査施設への到着時刻を記録します。

4. 検査項目、検査頻度

検査項目、検査頻度

ア 毎日検査項目について

①検査項目

浄水場の系統ごとに末端給水栓で、色、濁り、消毒の残留効果を検査します。

②検査頻度

1日1回行います。

イ 水質基準項目について

①検査項目

水道法に定められた水質基準51項目を検査します。

②検査頻度

給水栓水については、別表「令和2年度水道水質検査計画（給水栓水）」のとおり行います。

原水については、別表「令和2年度水道水質検査計画（原水）」のとおり行います。

ウ 水質管理目標設定項目について

①検査項目、検査頻度

農薬類について、散布量、残留性等を考慮し、検査します。

エ 原水について

①検査項目

原水全項目（※1）、クリプトスポリジウム等（※2）、クリプトスポリジウム指標菌（※3）

②検査頻度

年1回9月に行います。

ただし、野田水源（野田浄水場）については、クリプト指標菌の検査を毎月1回行います。

※1 水質基準項目の内、消毒副生成物（21～31番）及び味（48番）を除く39項目

※2 耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム及びジアルジア

※3 大腸菌及び嫌気性芽胞菌

5. 臨時の水質検査

水源などで、次のような水質変化があった場合、又はその状況に対応できないと判断した場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じ水源、浄水場及び給水栓などで臨時の水質検査をします。

ア 色及び濁りなど水質が著しく変化したとき。

イ 魚が多量に死ぬなど、異常があるとき。

ウ 臭気など、著しい変化が発生したとき。

エ その他、渇水時期など必要が認められる場合。

6. 水質検査の自己・委託の区分及び実施状況の確認方法

(1) 検査の区分

水質検査は、水道法第20条に基づき厚生労働大臣の登録を受けた事業者等へ委託します。なお、毎日検査については、配水系統ごと水質基準に適合するかどうか判断することができる場所の給水栓から採水できるお客様へ委託します。

(2) 実施状況の確認方法

ア 速報値の報告

検査内容に応じて1～2週間以内に確認します。ただし、緊急時は直ちに確認します。

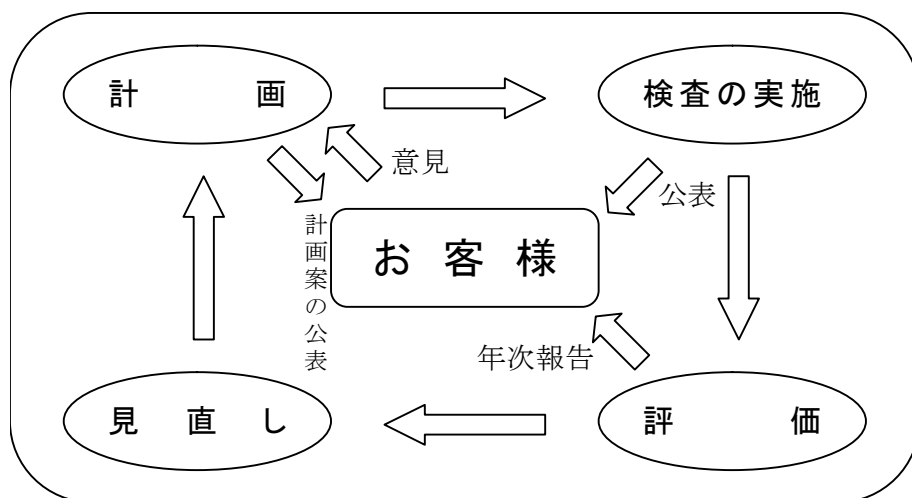
イ 報告書の作成

報告書には、検査結果及び検査方法を記載し、それ以外に分析条件、検量線及びクロマトグラム等を添付します。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、整備課事務室、新城市ホームページ等で公表します。

計画の仕組み



水質検査結果は、これを適正に評価し、お客様の意見も取り入れながら、次年度以降の計画の見直しに反映させていただきます。

8. 水質検査の精度と信頼性確保について

委託する検査機関は水質検査の精度・信頼性を確保するため、次の条件を満たすものとします。

水質検査の精度・信頼性を確保するため、優良試験所基準（水道 GLP）の考え方を取り入れた信頼性保証システム、すなわち、検査分野では実質的に国際基準として機能している ISO9001（品質マネジメントシステム）シリーズや、ISO17025 等のシステムを構築し確立されている検査機関とします。また、精度の良い検査を行うため、公正な第三者機関による外部精度管理（国や県等で行う評価試験）を受け、精度が良好に保たれていると評価された機関とします。

9. 関係機関との連携

- (1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合には、愛知県健康福祉部、愛知県企業庁と連絡を密にして、水質検査をします。
- (2) 水源又はその流域で水質汚染事故が発生した場合には、愛知県健康福祉部、愛知県企業庁、愛知県東三河水道事務所、愛知県新城保健所、新城市市民環境部生活環境課及び豊川矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会と連絡を密にして、早急に状況調査と対策並びに水源の水質調査をします。

お問い合わせ先

新城市上下水道部整備課

〒441-1392 新城市字東入船115番地

TEL (0536) 23-7644 FAX (0536) 23-7047

E-mail suidou@city.shinshiro.lg.jp

ホームページ <https://www.city.shinshiro.lg.jp>